

## (特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

申請者名 :

No.	項目	許可区分			産業廃棄物 処 分 業			特別管理 産業廃棄物 処 分 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	事業計画の概要を記載した書類	◎	◎ (優)	◎ (優)	◎	◎ (優)	◎ (優)	・様式第7号の1～様式第7号の5 ※変更許可申請の場合は前後を添付。			
②	事業の用に供する施設							※保管の場所を含む。			
	平面図、立面図、断面図、構造図	◎	◎	△	◎	◎	△	※法第15条施設は、施設設置許可証等及び施設使用前検査確認通知書(定期検査結果通知書)の写しを添付。内容に変更がない場合は、当該施設設置許可証等で代用可。			
	設計計算書	◎	◎	△	◎	◎	△				
	付近の見取図	◎	◎	△	◎	◎	△				
	共通 施設配置図	◎	◎	△	◎	◎	△	※屋外・屋内の別が分かるように区分して記載すること。			
	公団の写し	◎	◎	△	◎	◎	△	※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。			
	施設及び重機の写真等	◎	◎	△	◎	◎	△				
	産業廃棄物処理工程図	◎	◎	△	◎	◎	△				
	保管量の上限を示す図面及び計算書	◎	◎	△	◎	◎	△				
	保管高の上限を示す図面及び計算書	○	○	△	○	○	△	※屋外で容器を用いない場合に添付。			
③	最終処分場 残面積・残容量実測図		◎	△		◎	△				
	地下水等試験検査成績書	◎	◎	△	◎	◎	△				
	地形地質図等	○	○	△	○	○	△	※法第15条許可の対象外施設(いわゆる「ミニ処分場」)の場合に添付。			
	地下水状況図	○	○	△	○	○	△				
④	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類										
	◆土地登記事項証明書	◎	◎	△	◎	◎	△				
	土地使用権原書類	○	○	△	○	○	△	※土地所有者と申請者が異なる場合に添付。			
⑤	施設使用権原書類	○	○	△	○	○	△				
	処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	◎	◎ (優)	△ (優)	◎	◎ (優)	△ (優)	・様式第11号 ・証拠書類(契約書の写し等) ※中間処分後の産業廃棄物につき作成。			
	海洋処分登録済証の写し	○	○	△				※海洋投入処分を行う場合のみ添付。			
⑥	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	◎	◎	△	◎	◎	△	・講習会修了証の写し ・様式第15号(修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合)			
	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	◎	△	◎	◎	△	◎	・様式第12号			
⑧	【申請者が法人の場合】直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	◎	◎ (優)	◎ (優)	◎	◎ (優)	◎ (優)	・確定申告書に添付した財務諸表 ・法人税の納税証明書(その1) ※財務状況に応じて、以下の書類の提出が必要となる場合あり。 ・経営改善計画書 ・中小企業診断士の診断書等			
	【申請者が個人の場合】資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・様式第13号 ・申告所得税の納税証明書(その1) ※負債額が資産額に比べて大きい場合は、経営改善計画書の提出及び中小企業診断士等の診断書が必要。			

No.	許可区分 項目	産業廃棄物 処 分 業			特別管 理 産業廃棄物 処 分 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
(10)	【申請者が法人の場合】 ◆定款又は寄附行為 ◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎ ◎	◎ ◎	△ ◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	△ ◎	
(11)	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(12)	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(13)	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
(14)	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(15)	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等 ◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○	
(16)	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○	
(17)	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	/	/	/	○	○	△	※感染性産業廃棄物又は廃石綿のみを取り扱う場合は、添付不要。
(18)	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が十分な知識及び技術を有することを証する書類	/	/	/	○	○	△	
(19)	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降に掲げる各種の書類
(20)	使用人の権限を証する書類	○	○	△	○	○	△	・様式第16号
(21)	他法令等の許認可証等の写し	○	○	△	○	○	△	
(22)	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	

◎：必ず添付を要する書類

○：該当する場合には添付を要する書類

△：内容に変更がある場合のみ添付を要する書類

/：添付を要しない書類

(優)：既に優良認定（優良確認）を受けている場合には添付を省略できる書類（※ただし、審査に必要な場合は求めることもある。）

- 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいづれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。